

工事基準点算出表

区分番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別表2	1-1 全体改修工事(やまがた健康住宅の認証を受けるもの)	10点/工事	箇所	点
	1-2 窓改修工事(外部に面する住宅の開口部に別表6(1)の基準を満たす建具を設置するもの)	5点/箇所	箇所	点
	1-3 部分改修工事(住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表6(2)の基準を満たす断熱材を使用するもの)	2点/m ²	m ²	点
別表3	2-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	2-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)固定式の移乗代、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	2-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5 居室、便所、浴室、脱衣所もしくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	2-6 居室、便所、浴室、脱衣所、若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入り口及び上がりかまち並びに浴室の出入り口にあつては段差を小さくする工事を含む。)			
	(1)勝手口その他屋外に面する開口の出入り口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点
	(2)(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² 箇所	点
2-7 住宅の出入口に戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)開戸を引戸、折戸等に取替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事				
イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点	
2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
別表4	3-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)雪止めを設置し、又は取り替える工事			
	5m未満	5点	累計	点
	5m以上	10点	累計	点
	(3)固定式ハシゴを設置、又は取り替える工事	5点/階	階分	点
3-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
(2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)屋根に雪割り板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
別表5	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³	点

別表2～5までの **合計** 点